

熊本市墓地条例の一部改正について

熊本市墓地条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市墓地条例の一部を改正する条例

熊本市墓地条例（昭和 39 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第 16 条」を「一第 23 条」に、「第 17 条～第 21 条」を「第 24 条—第 28 条」に改める。

第 5 条第 2 項中「あたって」を「当たって」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（行為の禁止）

第 6 条の 2 墓地においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (2) 墓地の施設及び設備を毀損し、滅失し、又は汚損すること。
- (3) 火災、爆発等の危険を生じるおそれのある行為をすること。
- (4) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、墓地の管理上支障があると市長が認める行為をすること。

第 7 条第 2 項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第 9 条第 1 項中「譲渡」を「譲渡し、」に改める。

第 10 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 12 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 13 条中「基づき」を「より」に改める。

第16条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第21条を第28条とする。

第20条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第17条」を「第24条」に改め、同条を第27条とする。

第19条を第26条とし、第18条を第25条とし、第17条を第24条とし、第2章中第16条の次に次の7条を加える。

(指定管理者による管理)

第17条 墓地の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第18条 前条の規定による指定を受けようとするものは、墓地の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 墓地の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、墓地の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 墓地の維持管理に関する業務
- (2) 第10条第1項ただし書に規定する許可に係る申請の受付に関する業務
- (3) 第24条に規定する土地の一時使用の許可に係る申請の受付に関する業務
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律第14条第1項の規定による埋葬許可証、改葬許可

証又は火葬許可証の受理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、墓地の管理運営上市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第21条 指定管理者の指定を受けるものは、市と墓地の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第22条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第23条 指定管理者及び指定管理者の行う業務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、墓地の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

指定管理者の指定の手續等について定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。